

犬山市議会第6号議案

犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、指定管理者の候補者の選定手續に係る特例の追加等のため必要があるからである。

犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例  
の一部を改正する条例

犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「期間（以下「申請期間」という。）」を「期間」に改める。

第4条の見出し中「指定管理者」を「指定候補者」に改め、同条第1項第2号及び第3号中「ものであること」を「こと」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項に規定する審議会への諮問を要しない。

(1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業として整備等を行う指定施設の管理を、同条第5項に規定する選定事業者に行わせようとする場合

(2) 指定施設の設計及び建設並びにその後の管理に係る業務を、プロポーザル方式（犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者として選定する方式をいう。）により選定された民間事業者に一括して発注する場合

4 市長等が前項第2号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合における犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第2条の規定の適用については、同条例別表第4犬山市プロポーザル審査委員会の項中「受注候補者」とあるのは、「受注候補者（犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）第4条第3項第2号に掲げる場合に該

当して同項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第1項に規定する指定候補者を含む。)とする。

第6条第3号中「あたって」を「当たって」に改める。

第13条第2項中「指定管理者の候補者」を「指定候補者」に改める。

第15条第1項中「市長」を「市長等」に改め、同条第2項中「委嘱の日から次条に規定する」を「前項の委嘱の日から次条の」に改める。

第16条中「指定施設に係る指定管理者の候補者を選定した」を「指定候補者の選定に係る調査及び審議が終了した」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(公募等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請を受け付ける<u>期間</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定候補者の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができる<u>こと</u>。</p> <p>(3) 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有する<u>こと</u>。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第1項に規定する審議会への諮問を要しない。</p> <p>(1) <u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業として整備等を行う指定施設の管理を、同条第5項に規定する選定事業者に行わせようとする場合</u></p> <p>(2) <u>指定施設の設計及び建設並びにその後の管理に係る業務を、プロポーザル方式(犬山市が締結する契約でその性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められるものについて、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な者を選定するため、一定の条件を満たす者から企画技術提案書の提出を受け、当該実施事業の履行に最も適した事業者を受注候補者として選定する方式をいう。)により選定された民間事業者に一括して発注する場合</u></p> <p>4 市長等が前項第2号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合における犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第2条の規定の適用については、同条例別表第4犬山市プロポーザル審査委員会の項中「<u>受注候補者</u>」とあるのは、「<u>受注候補者(犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第12号)第4条第3項第</u></p>	<p>(公募等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請を受け付ける<u>期間(以下「申請期間」という。)</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(指定管理者の選定)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができる<u>ものであること</u>。</p> <p>(3) 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有する<u>ものであること</u>。</p> <p>2 略</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>2号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合にあつては、<u>同条第1項に規定する指定候補者を含む。</u>）」とする。</p> <p>（協定の締結）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 指定施設の管理に係る業務を行うに<u>当たって</u>保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>（審議会）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 審議会は、市長等の諮問に応じ、<u>指定候補者の選定に関する事項</u>について調査及び審議する。</p> <p>3 略</p> <p>（委員）</p> <p>第15条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>市長等</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 委員の任期は、<u>前項の委嘱の日から次条の答申の日</u>までとする。</p> <p>3 略</p> <p>（答申）</p> <p>第16条 審議会は、<u>指定候補者の選定に係る調査及び審議が終了したとき</u>ときは、速やかにその結果を市長等に答申するものとする。</p>	<p>（協定の締結）</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 指定施設の管理に係る業務を行うに<u>あたって</u>保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>（審議会）</p> <p>第13条 略</p> <p>2 審議会は、市長等の諮問に応じ、<u>指定管理者の候補者の選定に関する事項</u>について調査及び審議する。</p> <p>3 略</p> <p>（委員）</p> <p>第15条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 委員の任期は、<u>委嘱の日から次条に規定する答申の日</u>までとする。</p> <p>3 略</p> <p>（答申）</p> <p>第16条 審議会は、<u>指定施設に係る指定管理者の候補者を選定したとき</u>きは、速やかにその結果を市長等に答申するものとする。</p>